資料4

岩手県における
新型コロナウイルス感染症感染防止対策

令和２年５月15日

岩手県

岩手県感染防止対策の概要

実施内容

１　外出の自粛のお願い

・　不要不急の帰省や旅行など、特定（警戒）都道府県及び感染拡大注意都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けること

・　これまでにクラスターが発生しているような施設（対策が講じられていない場合に限る ）や、「三つの密」のある場についても、外出を避けること

２　施設（店舗等）における基本的な感染対策の徹底

３　在宅勤務の推進及び職場の感染防止の徹底

４「新しい生活様式」による感染拡大の予防

外出の自粛のお願いについて

- 相対的にリスクの高い都道府県への移動を避けること
- これまでにクラスターが発生しているような施設（対策が講じられていない場合）等への外出の自粛

をお願いします。

- 不要不急の帰省や旅行など、特定（警戒）都道府県及び感染拡大注意都道府県との間の人の移動（※1）は、感染拡大防止の観点から避けることをお願いします。
- 特定（警戒）都道府県及び感染拡大注意都道府県から岩手に来県、または帰県される皆さまに対して、今までいた都道府県の自粛の要請の趣旨を踏まえて、来県後2週間、慎重な行動をお願いします。
- これまでにクラスターが発生しているような施設（※2）（対策が講じられていない場合（※3））や、「三つの密」のある場についても、外出を避けることをお願いします。
- 上記以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策の継続をお願いします。

（※についてはP．５参照）

施設（店舗等）における基本的な感染対策の徹底について

・　施設（店舗等）には、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことをお願いします。

在宅勤務の推進及び職場の感染防止の徹底について

・　在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組の推進をお願いします。

・　職場においては、感染防止のための取組（手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を進めるとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するようお願いします。

「新しい生活様式」による感染拡大予防

・ 国の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」に沿って、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、日常生活及び社会経済活動の場において、感染拡大を予防する取組をお願いします。

※1 特定（警戒）都道府県及び感染拡大注意都道府県との間の人の移動

国の専門家会議（5月14日開催）において示された地域区分の考え方。

「特定（警戒）都道府県」　北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県（5/14現在）

「感染拡大注意都道府県」 特定（警戒）都道府県の指定基準を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断するもの。

「感染観察都道府県」 新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない都道府県。

なお、感染観察都道府県間の移動については、自粛のお願いの対象になりませんが、一気に全面的な交流開放とならないように進められることが望ましいこと。

※2 クラスターが発生しているような施設

繁華街の接待を伴う飲食店、ライブハウス、スポーツジムなど。

※3 対策が講じられていない場合

業種ごとに作成される感染拡大予防ガイドラインなどに基づく感染予防対策が講じられていない場合。